

国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区
 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (4.1 + 3.0) / 2 = 3.6

B

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：外国医師臨床修練等受入数	代替指標
B(4点)	1-2	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：がん患者診療数	B
C(3点)	1-3	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：ペット(犬・猫)等診療数	B
D(2点)	1-4	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：医療通訳育成数	B
E(1点)	1-5	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：遠隔医療通訳ネットワーク医療機関数	E
	2-1	外国人訪日等の促進：地域への訪問者数・経済(消費)効果	A
	2-2	外国人訪日等の促進：特区案内士登録者数	D

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：外国医師等交流数	A
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評価)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 0 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 4.0$ ①... 4.0

■ 地方公共団体による特記事項

・ペット(犬・猫)等における診療の海外からの受入れについて、主なターゲットを中国としていたが、国際情勢の影響もあり、受入れが進まなかった。

■ 専門家考慮事項 (妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・政策課題が「国際医療交流の推進」であることから、外国医師臨床修練等受入数の向上という目標の代替指標として、外国人医師の「見学、意見交換」を観点とする代替指標とすることは、概ね適切である。
- ・「国際医療交流の推進」と「外国人診療機能の充実」を特区の趣旨として掲げる以上、目標値の診療数を「国内」と「国外」に分けて管理することが必要ではないか。
- ・医療通訳者そのものの数の養成が課題となっている中で、さらに進んだ医療通訳の広域的ネットワークの構築を同時に進めるのは時期尚早ではないか。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：-1とし、加点又は減点する ②... 0.1

i) の評価 ①+②

4.1

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
 (評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3)/4=2.25$ 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評価)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとす。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$ 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実	C
B(4点)	2	外国人訪日等の促進	C
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・外国人医師等との交流について、24年度実績は目標を上回っているが、今後の方策として「学会の招待講演」以外に、どのような方策でプロモーションを進めるのか具体性がほしい。
- ・がん患者診療数の向上を図るにあたり、外国人診療機能の向上を目指す取組計画の策定を期待する。
- ・医療通訳のネットワークに参加する通訳の確保、ネットワークが有機的に機能するための工夫など、もう少し具体的な施策が必要。
- ・地域への訪問者数、経済効果について、国際医療サポートセンターとの関連で訪日者の増加を図る方策を検討すべきであり、また、特区案内士登録者数は、次年度の計画が目標達成に結びつく可能性は低いと考えられ、目標達成のための具体案が望まれる。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 0 + 3 \times 2 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 3.0$$

3.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii)の平均値 (3.8+3.4) / 2 = 3.6

B

i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]

●地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業(観光BOO1)

(概要)

- 通訳案内士法上、外国人に対し、外国語で、有料で、旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要であるところ、特例により、総合特区の区域内において、通訳案内士以外の者であって特区自治体による研修を経た者(特区ガイド)による有償ガイド行為が可能となる。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

- 特例措置の効果が認められる。

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●ペット(犬・猫)の輸入検疫制度の緩和

(概要)

- 海外のペット(犬・猫)に係る40日前届出規制の緩和について、基本的には現行法令の範囲内で対応可能であることが確認された。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

- 犬等の輸入に係る事前申請については、「犬等の輸出入検疫規則」(平成11年10月1日農林水産省令第68号)に基づき、到着の40日前までに届出が必要。ただし、台湾の事例のように、動物検疫所長がこれによることが困難な特別な事情があると認める場合には、届出を受理することが可能。今後とも、犬等の輸入検疫が円滑に進められるよう、輸入者等と連携して対応していく考え。

(専門家所見(主なもの))

- 国際情勢の変化などで目標には達していないものの、特例措置の活用について、効果は認められる。

3.8

i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

該当なし

-

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

-

3.8

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

- 地域資源は恵まれている。個別の試みを如何に有効に連携させるかが重要である。
- 補助金等の制度はあるが、活用が進んでいない。

3.4

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

- 概ね指摘事項(宿泊施設と連携した医療ツーリズムのプラン化及びネット販売)に対して前向きかつ積極的な対応が成されている。

IV 総合評価(I～III)

(3.6+3.6) / 2 + 0.20 = 3.8

「I + IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- 国際情勢の変化に対応した、目標達成のための代替策の検討が必要と考えられる。
- 国際空港が近いことに加え、国際交流の拠点としての要素として何を想定するのが課題ではないか。例えば、この地域の医療資源は国際医療交流として医療関係者を引き付ける魅力ある医療資源としての要素は何であるのかを明らかにする必要がある。

このため、I及びIIの平均値(3.6)に上記所見を加味(+0.20)し、総合評価結果をB(3.8)とする。

B

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「-」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。